

○古河市立博物館利用規則

平成17年 9 月12日

教育委員会規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、古河市立博物館の設置及び管理等に関する条例（平成17年条例第152号。以下「条例」という。）に基づき、鷹見泉石記念館、奥原晴湖画室、古河街角美術館及び古河文学館（以下「博物館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用等の申請)

第2条 条例第3条第10号に定める集会及び展示のために博物館の施設を利用しようとする個人若しくは法人又は団体（以下「申請者」という。）は、博物館施設利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、利用の日の5日前までに古河市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。ただし、特別の事情により申請できない場合は、この限りでない。

2 申請者は、利用の日の6箇月前から申請書を提出することができる。

3 第4条の規定により利用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、利用の日の前日までに新たに申請書を提出しなければならない。

(利用の許可の順序)

第3条 利用の許可は、申請書提出の順位による。この場合において、申請が同時のときは、申請者の協議又は抽選により決定する。

(利用の許可等の決定及び通知)

第4条 教育委員会は、第2条の申請を受けたときは、速やかに利用の許可又は不許可を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、許可の場合にあっては博物館施設利用許可書兼領収書（様式第2号。以下「許可書」という。）、不許可の場合にあっては博物館施設利用不許可通知書（様式第3号）によって行う。

(継続利用の制限)

第5条 博物館の利用期間は、引き続き6日を超えてはならない。ただし、

教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。

（許可の取消し等の通知）

第6条 教育委員会は、条例第8条第2項の規定により、利用条件の変更若しくは利用の停止又は利用許可の取消しをするときは、博物館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、博物館施設利用変更・停止・取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（利用条件の付記）

第7条 教育委員会は、博物館の管理上必要があると認める場合は、利用の許可に条件を付けることができる。

（施設の変更禁止等）

第8条 利用者は、教育委員会の許可を受けなければ博物館に特別の設備を設置し、又は既存の施設に変更を加えることができない。

（利用の変更、転貸又は譲渡の禁止）

第9条 利用者は、利用の目的を変更し、又は利用の権利を他に転貸若しくは譲渡することができない。

（行為の禁止）

第10条 博物館の利用者及び入館者は、古河市立博物館管理運営規則（平成17年教育委員会規則第33号）第11条に掲げるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

（1） 定員を超えて入場させること。

（2） くぎ類の打ち込み又は張り紙をすること。

（3） 許可を受けた施設以外の施設を利用すること。

（4） 立入禁止箇所に入り込むこと。

（5） 指定場所以外にごみ、汚物等を捨てること。

（6） 危険物、悪臭のするものその他他人の迷惑となるような物品を持ち込むこと。

（7） その他教育委員会が管理上不適当と認める行為

（立入指示）

第 1 1 条 教育委員会の職員は、管理上必要があると認めるときは、利用中の場所に立ち入り、利用者に対し必要な指示をすることができる。

（使用料の納付）

第 1 2 条 利用者は、許可書の交付を受ける際、条例第11条に定める使用料を納付しなければならない。

2 利用者が利用の許可を受けたのち、利用内容の変更により、既に納入した使用料に不足を生じたときは、変更の許可を受けたときにその不足する使用料の額を納入するものとする。

3 官公署等の使用料の納入については、前 2 項の規定にかかわらず、別に納期を指定して納入することができる。

（使用料の減免）

第 1 3 条 条例第11条第 2 項の規定に基づき使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする者は、第 2 条第 1 項に規定する申請の際に教育委員会に併せて申請するものとする。

2 使用料の減免については、次のとおりとする。

（1） 市が利用するとき。 全額免除

（2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する市内の学校が利用するとき。 全額免除

（3） 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内の社会教育関係団体が利用するとき。 5 割免除

（4） 官公署又は市内に事務所を有する公共的団体が利用するとき。 5 割免除

（5） 教育委員会が特に必要と認めるとき。 必要と認める割合

3 前項第 3 号から第 5 号までの規定により減免する場合において、当該減免する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（使用料の返還）

第 1 4 条 条例第12条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、博物館施設使用料返還申請書（様式第 5 号）に許可書を添えて、教

育委員会に申請しなければならない。

（事務の委任）

第15条 条例及びこの規則の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務（重要又は異例若しくは紛議論争を生ずるおそれのある事務は除く。）は、博物館の館長に委任する。

（1） 第2条に規定する申請書の受理

（2） 第3条に規定する利用順序の決定

（3） 第4条に規定する利用の許可又は不許可の決定及びその通知

（4） 第6条に規定する利用の許可の取消し、停止又は変更の決定及びその通知

（5） 第8条に規定する特別の設備の設置及び既存の施設の変更の許可

（6） 第13条第2項に規定する使用料の減免の決定（同項第5号に掲げるときを除く。）

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年9月12日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の古河市立博物館使用規則（平成7年古河市教育委員会規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年教育委員会規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年2月24日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の古河市立博物館利用規則（以下「改正前規則」という。）の規定によりなされた処分、

手続その他の行為は、この規則による改正後の古河市立博物館利用規則（以下「改正後規則」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 改正後規則の規定にかかわらず、改正前規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

附 則（平成28年教育委員会規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の古河市生涯学習センター総和管理運営規則、古河市公民館利用規則、古河市立図書館管理運営規則、古河市立博物館管理運営規則、古河市立博物館利用規則、古河市ユースセンター総和管理運営規則及び古河市地域交流センター管理運営規則に規定する各様式の用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則（令和3年教育委員会規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則（令和5年教育委員会規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の古河市立博物館利用規則に規定する様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、必要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則（令和5年教育委員会規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、第2条の規定による改正前の古河市立博物館利用規則に規定する様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、必要の補正をし、これを使用することができるものとする。

様式第1号(第2条関係)

博物館施設利用許可申請書

年 月 日

施設の長 宛て

申請者 住所 _____
電話 () _____
(団体名称)
氏名 _____

次のとおり、博物館の施設を利用したいので申請します。

利用目的			
利用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から (日間) (時間) 年 月 日 午前・午後 時 分まで		
利用施設 (○を付ける。)	鷹見泉石記念館(和室) 奥原晴湖画室(和室) 古河街角美術館(展示室3・展示室4) 古河文学館(サロン・講座室)		
設備利用の有無	有・無	利用設備の種類	
利用人員	人(男 人・女 人)		
減免	有・無	減免の理由	
利用責任者	(団体代表者)氏名 電話番号 ()		
備考	1 古河市立博物館利用規則を遵守すること。 2 寄附金の募集又は物品の販売をしないこと。 3 館長の指示に従うこと。		

様式第2号(第4条関係)

博物館施設利用許可書兼領収書

第 号
年 月 日

様

施設の長 印

登録番号

博物館の施設の利用を許可します。

許可番号			
利用目的			
利用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から (日間) (時間) 年 月 日 午前・午後 時 分まで		
利用施設 (○を付ける。)	鷹見泉石記念館(和室) 奥原晴湖画室(和室) 古河街角美術館(展示室3・展示室4) 古河文学館(サロン・講座室)		
設備利用の有無	有・無	利用設備の種類	
利用人員	人		
減免	有・無	減免の理由	
利用責任者	(団体代表者)氏名		電話番号 ()
使用料	円(うち消費税 円)※ %対象		
備考	1 古河市立博物館利用規則を遵守すること。 2 寄附金の募集又は物品の販売をしないこと。 3 館長の指示に従うこと。		

上記使用料を領収しました。

年 月 日

古河市出納員

様式第3号(第4条関係)

博物館施設利用不許可通知書

第 号
年 月 日

様

施設の長 印

博物館の施設の利用については、許可できませんので通知します。

理由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、古河市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、古河市教育委員会を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第6条関係)

博物館施設利用 変更
停止 通知書
取消

第 号
年 月 日

様

施設の長 印

年 月 日付けで許可した博物館の施設の利用については、次の理由により利用変更・停止・取消しをします。

利用の変更・停止・取消しの理由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、古河市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、古河市教育委員会を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第14条関係)

博物館施設使用料返還申請書

年 月 日

施設の長 宛て

申請者 住所

電話 ()

(団体名称)

氏名 印

博物館の施設の利用に係る使用料の返還を申請します。

許可番号		許可年月日	年 月 日
利用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から (日間) (時間) 年 月 日 午前・午後 時 分まで		
利用施設 (○を付ける。)	鷹見泉石記念館(和室) 奥原晴湖画室(和室) 古河街角美術館(展示室3・展示室4) 古河文学館(サロン・講座室)		
設備利用の有無	有・無	利用設備の種類	
申請理由			
返還申請額	納入年月日	既に納めた使用料	
	年 月 日	円	
備考			